

令和7年度第1回特定調達品目検討会 委員意見要旨

日時：令和7年7月23日（水） 10：00～12：00

出席委員：岡山委員、奥委員、奥村委員、小根山委員、加用委員、鶴田委員、奈良委員、根村委員、平尾委員（座長）、藤崎委員（五十音順）

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
1	令和7年度の検討方針	資料1	定量的環境情報の開示	定量的な環境情報の検討において、CFPだけでなく、EPD（Environmental Product Declaration）などISO規格に基づく幅広い環境情報も検討に含めてほしい。EPDはISO14040・14044に基づくLCAの結果を環境ラベル化したもので、ISO14025に規定されるタイプⅢの環境ラベルに該当する。CFPはISO14067等に基づく地球温暖化の算定結果であるが、EPDはCFP（地球温暖化の算定結果）の結果を含むより広範な環境影響を含むため、両者を併記・検討することが望ましい。	環境的な定量情報というところでCFP(Carbon Footprint)に限らないため、EPDも含めて考えていきたい。
2	令和7年度の検討方針	資料1	調達実績	国が基準値1の調達状況を公表するとのことだが、地方公共団体や企業も含める計画はあるか。	各機関の調達方針における2段階の目標の設定状況を取りまとめ、調達実績を公表することも含めて考えている。公表は積極的な目標設定と実績把握を促す狙いがあり、現時点では義務付けられている国の取組を優先するが、ゆくゆくは地方公共団体や企業にも広げていきたい。
3	令和7年度の検討方針	資料1	地方公共団体の取組	地方公共団体の環境配慮の取組状況について、環境省は毎年アンケート調査を実施しているが、その結果は十分に公表されていない。一方、民間のNPOが得点表を作成・公開しており、取組の差が大きいことが明らかになっている。環境省の調査結果をもっと積極的に活用・公開すべきである。	(同上)
4	令和7年度の検討方針	資料1	ペットボトル	ペットボトル以外の飲料容器（紙パック等）への対応など、同じ機能を持つものに対する素材の考え方はどうなるのか。	ペットボトルに関しては会議運営などで使用を控える運用がすでに行われている。一方で、プラスチック使用製品としての基準があるからといって、それにすべて従うわけではなく、既存の運用との兼ね合いも踏まえる必要があると考えている。特定調達品目に該当するかどうか、新たに対象とするかどうかは、分けて考えるべきである。
5	令和7年度の検討方針	資料1	サービス化	「モノの所有からサービスの活用」への移行に関し、リユースやシェアリングの定義はこの委員会で扱うのか、それとも別途決定されるのか知りたい。	必要があれば本検討会で定義付けや議論を行う。リユースやシェアリングの境界は曖昧であり、個別品目の検討過程で具体化していく形になると考えている。
6	令和7年度の検討方針	資料1	適合品に係る表示	基準値1、2の適合表示ルールが不明確で、事業者や調達者間で混乱が生じている。基準値1か2か、または非適合かを明確に示す表示ルールの整備が必要ではないか。	昨年度に内容を整備し閣議決定・周知するところで終わってしまったため、今年度の課題として継続的に検討したい。基準値1の定義変更に伴い配慮事項の位置づけも変わっているかもしれない、従来拾っていた項目が拾いにくくなっている可能性がある。持ち越された課題も含め、指摘された点を踏まえてしっかり対応していきたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
7	令和7年度の検討方針	資料1	横断的基準、共通基準	検討方針には賛成であり、特に2段階基準の導入やグリーンステールのような分野横断的な基準設定の積極的な推進は評価している。今後はアルミやグリーン電力、CO ₂ 由来原材料などにも同様の基準設定を検討してはどうか。また、CFPの算定・開示に関する判断の基準の導入にも賛同する。民間の動向を踏まえつつ、環境省や本委員会がイニシアティブを取ることが重要である。	分野横断的な基準設定への賛同を踏まえ、環境省としても広い視野で検討を進めたい。素材やプロセスに関する基準は個別品目ごとの検討と分野横断的なアプローチの両面があり、それぞれに利点と課題がある。特にグリーン電力については、追加性などの議論も進んでおり、社会的な動向や技術的な水準を踏まえた柔軟な対応が求められる。今後もアンテナを高く持ち、世の中の動きを取り込みながら検討を進めていきたい。
8	令和7年度の検討方針	資料1	検討項目の厳選	検討項目が複雑で完了まで時間がかかる懸念がある。国民目線で重要な環境データを絞り込み、提示する方が実質的な効果が得られるのではないかと。	購入者目線で環境に配慮した製品選択を促す政策であり、用途ごとに精緻な議論が必要。単純化と詳細化のバランスを取りながら柔軟に対応したい。
9	令和7年度の検討方針	資料1	地方公共団体の取組	地方公共団体のグリーン調達に関する組織的な取り組みは依然として不十分であり、特に市町村レベルでの底上げが必要である。ゼロカーボンシティを宣言している地方公共団体でも、実際の調達行動が伴っていない例が多く、グリーン調達をその実現手段として位置づけ、重点的な働きかけを行うべきである。	ゼロカーボンシティを宣言する地方公共団体は多いが、実際の取組との間にギャップがある。特にグリーン購入のような基本的な行動すら実行に移せていない例も多く、意思はあっても実行力が伴っていない。個別支援によって一時的に取り組みが進んでも、担当者の異動などで継続性が失われるため、組織的に根づかせる仕組みが必要。そのためには、他地方公共団体の事例活用や都道府県経由の支援などを通じて、地方公共団体の負担を極力軽減し、取り組みやすい環境を整えることが重要であると考えている。
10	令和7年度の検討方針	資料1	地方公共団体の取組	グリーン購入法の基準が高度化する一方で、取組が進んでいない地方公共団体は取り残されつつあり、従来と同じアプローチでは対応が難しくなっている。こうした地方公共団体に対しては、品目を絞るなど、簡易で実行しやすいパッケージを用意するなどの支援策が必要ではないかと。	取組が進んでいない地方公共団体に対しては、シンプルなパッケージを用意する、または他地方公共団体の事例をそのまま活用できるようにするなど、選択肢を持たせた柔軟な支援が必要。自ら考えて始めるのではなく、既存のモデルを活用できるようにすることで、取組のハードルを下げ、実行につなげられるような方策を模索し対応していきたい。
11	令和7年度の検討方針	資料1	地方公共団体の取組	地方公共団体のグリーン購入は、地元の中小企業のグリーン化を促進する重要な手段であり、導入のハードルを下げる工夫が必要。特に、地方公共団体が取り組みやすい環境を整えることで、地域全体の環境対応が進む可能性がある。また、グリーン購入法の理解や調査の負担軽減のために、相談しやすい窓口や支援体制の構築が求められる。	地方公共団体の中には、国が調達していない地産地消型の製品を独自に設定している例もあり、地場産業の振興につながっている。こうした製品情報を国が収集・共有することで、横展開ができると良いと考えている。
12	特定調達品目に関する検討方針及び提案状況について	資料2	用語の定義	バイオベースやバイオマスプラスチックなどの用語が複数登場しているが、それぞれの定義が明確に整理されているのか疑問がある。特に、化学的にプラスチックとされるものや、粉塵を含むような複合材料も含まれるのかなど、定義の範囲について確認したい。	バイオベースやバイオマスプラスチックなどについては、基本方針ではISO規格や既存のロードマップに基づいて定義されており、エコマーク制度も同様の枠組みで運用されている。一方で、「未利用バイオマス」など新たに提案されている用語については、提案者側が独自に用いているものであり、今後その定義を精査していく必要がある。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
13	見直し品目に係る検討	資料2	定量的環境情報の開示	EPDのような、温室効果ガスだけでなく、他の環境影響についても評価されるのか。CFPやEPDの開示は重要だが、開示していることと環境負荷の小ささは必ずしも一致しない。開示の有無だけを判断基準にすることには疑問をもちつつも、数値による環境負荷の評価は難しく、頻繁な改定も必要になると認識している。将来的には数値が低いこと自体が重要な目標になるべきだと考えられる。環境負荷間の重み付けの話もある。	CFPについては、まだ導入から時間が浅く、具体的な数値基準（例：CO ₂ 排出量何グラムなど）を設定する段階には至っていない。まずは算定の仕組みを整えることが重要であり、今後の制度成熟に応じて基準化の可能性を検討していく必要がある。その際は他の環境負荷項目とのトレードオフにも注意し総合的な評価が必要。
14	見直し品目に係る検討	資料2	定量的環境情報の開示	今年度の見直しでは多くの繊維製品が対象となっているが、再生PET樹脂の配合率の新たな基準を導入する方向なのか。	繊維製品における再生PETの使用基準については経産省が検討を進めており、今後の連携が重要である。ペットボトルのリサイクル先として、ボトルtoボトルの水平リサイクルと繊維to繊維のような用途別の評価があり、技術的課題や回収ルートの問題も含めて多面的な議論が必要。再生PETの使用率を一律に高めるよりも、他の素材や製品の活用が進むことにも期待しており、経産省の包括的な議論を踏まえて対応していきたい。
15	見直し品目に係る検討	資料2	バイオプラスチック	バイオプラスチックは幅広い視点で取り入れるべきであり、繊維製品に限らずプラスチック全体として資源循環の観点から評価されるべき。粉塵などの素材も循環させることでマイナス排出に貢献できる可能性がある。植物由来素材については、非可食部分の活用が優先される方針が望ましく、専門的な議論を踏まえた推進が期待される。	
16	見直し品目に係る検討	資料2	使い切り製品	ベッドシーツや手袋など医療用の使い捨て、使い切り品目の取扱いはどのように検討されるか。	医療用、介護用を含めて、提案品は、衛生面からエコマークでいうところの「使い切り」製品に該当するものとする。焼却前提の場合、生分解に意味があるのかという問題はあるが、CO ₂ の排出の観点では評価できる。環境効果の評価は慎重に行う必要がある。
17	見直し品目に係る検討	資料2	災害備蓄用品	災害備蓄用品は重要なテーマであり、提案も多く寄せられているが、国による調達には難しい面もある。ただし、国立大学でも備蓄はしているため検討していく必要がある。	災害備蓄用品の調達は地方公共団体が主となるが、国が直接購入しないから対象外とするのではなく、ケースバイケースで検討すべきとの議論が昨年度あったところ。実用性を見極めながら慎重に対応していきたい。
18	見直し品目に係る検討	資料2	SAF	SAF（持続可能航空燃料）使用の出張など役務の取扱いはどうなるか。	環境省内で試行例はあるが、位置づけの方法、適用範囲も含めて検討することになる。
19	見直し品目に係る検討	資料2	マスバランス方式	資料に記載された「マスバランス方式」については、バッチ、企業、グループレベルなど複数のタイプがあり、特にグループレベルでは実際に再生可能資源を使っていない工場の製品も対象となる可能性があるため、グリーンウォッシュの懸念がある。マスバランスの適用範囲や信頼性については、ISO 14077や欧州のELV(廃車, End-of-Life Vehicles)規制案など国際的な議論も参考にしつつ、より丁寧な検討が必要である。	いろいろなレイヤーがあるということを含めて、言葉の意味等をよく確かめながら進めたい。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容	意見内容への対応方針
20	見直し品目に係る検討	資料2	マスバランス方式	グループレベルで製品にマスバランス方式を採用する場合、海外からの輸送による環境負荷はどのように評価されるのか。マスバランス方式において、輸送による環境負荷を考慮しないのであれば、LCAによる評価が必要になるように思われる。	マスバランス方式は製造段階までなので、輸送の環境負荷は別に評価される。
21	見直し品目に係る検討	資料2	マスバランス方式	マスバランス方式は、製品がどの工場から出荷されたかに関係なく、全体の素材使用量を按分して評価する仕組みであり、製造までの段階に適用される。例えば、タイの工場だけがバイオプラスチックを使用している、日本やアメリカの工場はバージン素材を使っている、同じ製品として3分の1ずつ環境配慮製品と見なすケースがある。	マスバランス方式については、省内でもまだ議論が成熟しておらず、現時点では明確なガイドラインも存在しない。昨年の資料でも具体性に乏しく、国際的な議論が進んでいる一方で、国内では理解が十分に浸透していない状況である。グリーンスチールのようにガイドラインが整備されている分野とは異なり、マスバランスについては今後さらに丁寧な議論が必要である。
22	見直し品目に係る検討	資料2	公共工事分野等	提案された基準値1、2はあくまで参考であり、最終的な採用基準は検討会で決定される理解でよいか。また、公共工事分野も同様に対象となるか。	提案は参考であり、基準値1、2の区分に拘らず総合的に検討する。公共工事分野は別の検討会で扱われており、こちらでの直接的な基準設定は現時点では行っていない。
23	見直し品目に係る検討	資料2	地方公共団体の取組	地方でのグリーン購入の普及には、地域に根ざした企業との連携が重要。たとえば、特定の企業が地域経済に大きな影響を持つ場合、その企業がグリーン調達を導入することで地域全体の取組が促進される。今後は、そうした企業への働きかけや情報提供のルートづくりが期待される。	地方公共団体は地元の優良企業を応援したいという思いを持っており、実際に環境配慮製品を出している企業への購買行動も行われている。しかし、そうした企業支援と環境配慮の取組が十分に結びついていないケースが多く、独自の基準設定などを通じて、すぐにでも行動に移せる可能性がある。働きかけをし、実際の行動に繋げていきたい。